

国名	日本
公的年金の体系 保険料財源 税財源 企業年金	
被保険者 (◎強制△任意×非加入)	<ul style="list-style-type: none"> ・20歳以上60歳未満の全国民（国民年金に◎） ・60歳以上70歳未満の被用者（厚生年金に◎） ・加入40年未満の60歳以上65歳未満か在外邦人で他制度に非加入（国民年金に△）
保険料率	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金：月額16,540円（2020年度）。 ・厚生年金：標準報酬比例，保険料率は18.30%，労使折半。
支給開始年齢	・65歳。ただし，生年月日により64歳以下でも特別支給の老齢厚生年金がある。
基本受給額	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎年金：40年納付で，月額6.5万円 ・夫が厚生年金加入の世帯の標準的な年金額：基礎年金を含み，月額22.1万円
給付の構造	<ul style="list-style-type: none"> ・第1号，第3号被保険者：加入月数に応じて決まる基礎年金の定額給付。 ・第2号被保険者：基礎年金＋報酬比例年金。
所得再分配	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金保険料免除者にも基礎年金の1/2が給付される（国庫負担財源）。 ・厚生年金・共済年金では，保険料が報酬比例だが定額の基礎年金がある。 ・厚生年金・共済年金では，配偶者や18歳到達年度までの子がいれば年金が加給される。
公的年金の財政方式	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎年金は賦課方式。 ・厚生年金・共済年金は一定の積立金を有する修正賦課方式。
国庫負担	・基礎年金の1/2
年金制度における最低保障	・国民年金保険料免除者にも基礎年金の1/2が給付される。
無年金者への措置	・国民年金発足時にすでに高齢であった者に対し，全額国庫負担の福祉年金を支給。
公的年金と私的年金	<ul style="list-style-type: none"> ・企業年金として，厚生年金基金，確定給付企業年金，確定拠出年金がある。 ・自営業者のために基礎年金に上乗せする国民年金基金がある。 ・20歳以上60歳未満の国民は個人型確定拠出年金（iDeCo）に加入が可能。
国民への個人年金情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての国民年金・厚生年金被保険者に「ねんきん定期便」を送付。 ・年金事務所などの年金相談窓口で個別相談に対応するほか，電話相談やインターネットにより加入記録を提供。

（福山圭一・年金シニアプラン総合研究機構上席研究員）